第二章

新たな中期防衛力整備計画など

第1節

中期防衛力整備計画(令和元年度~令和5年度)の概要

1 新中期防策定の経緯

前中期防¹については、平成30 (2018) 年度で期限を迎えるため、新たな中期防を策定するための検討が、新防衛大綱の検討と並行して行われた。

政府は、新防衛大綱に従い、多次元統合防衛力 の構築を計画的に実施するため、18 (平成30) 年 12月18日に新中期防²を国家安全保障会議及び 閣議において決定した。

2 新中期防の意義

防衛力整備は、最終的には各年度の予算に従い行われるが、国の防衛が国家存立の基盤であるとともに、装備品の研究開発や導入、施設整備、隊員の教育、部隊の練成などは短期になし得ないことなどを考えれば、防衛力整備は、具体的な中期的な見通しに立って、継続的かつ計画的に行うことが必要である。

このため、政府は、昭和61(1986)年度以降、

5年間を対象期間とする中期的な防衛力整備計画 を策定し、これに基づき、各年度の防衛力整備を 行っている。

新中期防は、新防衛大綱のもとにおける最初の中期防であり、新防衛大綱に定める多次元統合防衛力を具現化するため、5年間の防衛力整備の方針や主要装備の整備量などを定めた整備計画となっている。

3 計画の方針

新中期防は、新防衛大綱に従い、以下を基本方針として、防衛力の整備に努めることとしている。

1 領域横断作戦の実現に必要な能力の 獲得・強化

領域横断作戦を実現するため、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとともに、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に連接する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。また、海

空領域における能力、スタンド・オフ防衛能力、 総合ミサイル防空能力、機動・展開能力といった 従来の領域における能力を強化する。さらに、後 方分野も含めた防衛力の持続性・強靭性を強化す る。

2 装備品取得の効率化・技術基盤の強化

装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな 装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上な どを適切に組み合わせることにより、必要かつ十

- 1 「中期防衛力整備計画 (平成 26 年度~平成 30 年度) について」(平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定)
- 2 「中期防衛力整備計画 (平成31年度~平成35年度) について」(平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定)

4

章

分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、プロジェクト管理の強化などによるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、最先端技術などに対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化などにより研究開発期間を大幅に短縮する。

採用層の拡大や女性の活躍推進、予備自衛官などの活用を含む多様かつ優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善、働き方改革の推進、処遇の向上など、人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。

4 日米同盟及び安全保障協力の強化

「日米防衛協力のための指針」の下、幅広い分野

における各種の協力や協議を一層充実させるとと もに、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にす るための取組などを積極的に推進する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを 踏まえ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的 に推進するため、共同訓練・演習、防衛装備・技 術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む防衛協 力・交流のための取組などを推進する。

5 効率化・合理化を徹底した防衛力整備

大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、徹底した効率化・合理化により、最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持する。また、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性などを勘案し、わが国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

4 基幹部隊の見直しなど

新中期防は以下のとおり、基幹部隊の見直しな どを実施することとしている。

1 領域横断作戦の実現のための統合運用

領域横断作戦を実現できる体制を構築し得るよう、統合幕僚監部において、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化するほか、将来的な統合運用のあり方として、新たな領域に係る機能を一元的に運用する組織などの統合運用のあり方や大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制のあり方について検討する。

宇宙空間の状況の常時継続的な監視及び宇宙利用の優位の確保のため、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊1個隊を新編する。

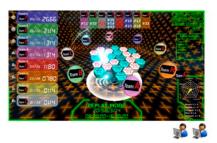
サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、 共同の部隊としてサイバー防衛部隊1個隊を新編 する。

電磁波の利用を統合的な観点から適切に管理・ 調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強 化するとともに、各自衛隊において、電磁波利用 に関する能力強化のための取組を推進する。

平素から常時持続的にわが国全土を防護すると ともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得



宇宙空間の安定的利用への脅威 (イメージ)



サイバーコンテストの開催 (イメージ)



戦闘機 (F-15) の電子戦能力の向上 (イメージ)



宇宙領域専門部隊の新編

宇宙分野は、弾道ミサイルの発射の早期探知、迎撃ミサイルなどの誘導、自衛隊の部隊間の通信、情報収集等 の様々な場面において、わが国の防衛にとって死活的に重要な分野となっております。

このため、宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、平時から有事までのあらゆる段階において、 この分野における優位を確保し得るよう、航空自衛隊において「宇宙領域専門部隊」を1個隊新編します。この 「宇宙領域専門部隊」は、令和4(2022)年度までに構築するわが国の宇宙状況監視体制を担う部隊として新編 する予定です。

また、今後、航空自衛隊において宇宙領域を専門とする職種を新設する予定です。

サイバー防衛部隊の新編

現代の軍事的活動は、情報通信ネットワークに極めて依存しており、有事に際しては、作戦遂行能力の低下 を狙った指揮通信システム等に対するサイバー攻撃が行われる蓋然性が高いと考えられます。また、サイバー 空間においては、攻撃側が圧倒的に有利であるという特徴もあります。

このような状況を踏まえ、新防衛大綱においては、防衛省・自衛隊のサイバー防衛能力の抜本的強化を図る こととし、そのために、新中期防において、共同の部隊として「サイバー防衛部隊」1個隊を新編することとし ています。

現在、陸・海・空各自衛隊の共同の部隊である自衛隊指揮通信システム隊の隷下に「サイバー防衛隊」が存 在しますが、令和5(2023)年度までにこの体制を見直し、サイバー防衛を主な任務とする防衛大臣直轄の共 同の部隊として「サイバー防衛部隊」を新編します。

新編される「サイバー防衛部隊」は、サイバー攻撃に対する防護機能に加え、有事において相手方によるサイ バー空間の利用を妨げる機能や訓練機能を保持する予定です。

電磁波領域における能力強化

防衛省・自衛隊では、今後、電磁波領域における能力を強化することとしていますが、いわゆる電子戦の能 力 (P175【コラム「電子戦について」】参照) の強化だけでは十分ではなく、電磁波管理の能力についても、併 せて獲得、強化していく必要があります。

現代の戦闘様相においては、レーダーによる探知や索敵、部隊との間で行う通信、ミサイルの精密誘導など、 多くの分野で電波をはじめとする電磁波が利用されています。仮に、こうした電磁波の利用に支障が生じた場 合、自衛隊の作戦が適切に遂行できず、深刻な影響が生じることになります。

電磁波の利用に支障が生じる要因としては、気象条件、別の自衛隊の部隊が利用する電磁波との干渉、相手 からの妨害電波などが考えられますが、これらの影響を低減するためには、自衛隊の各部隊が利用できる電磁 波の周波数を把握し、干渉や気象条件の影響が生じないよう実際に利用する周波数を適切に指示し、戦いにお いて相手から妨害がかかった場合は、影響が少ない電磁波に切り替えるなどの対応が必要になります。こうし た対応を適切に実施することを「電磁波管理」と呼んでいます。

電子戦を適切に実施するためには、この電磁波管理の能力が欠かせません。防衛省では、整備計画局と統合 幕僚監部に専門の部署を設置し、電磁波管理の能力をはじめ、電磁波領域の強化のための検討を加速すること としています。

るよう、陸上自衛隊において弾道ミサイル防衛部 隊2個隊を新編する。また、航空自衛隊において 地対空誘導弾部隊24個高射隊は維持しつつ、6個 高射群から4個高射群に改編する。

あらゆる段階において、自衛隊の部隊などの迅 速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊とし て海上輸送部隊1個群を新編する。

陸上白街隊

新たな領域における作戦能力を強化するため、 陸上総隊の隷下部隊にサイバー部隊及び電磁波作 戦部隊を新編する。

各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及 び対処し得るよう、1個師団及び2個旅団につい て、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用 を基本とする1個機動師団及び2個機動旅団に改 編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機 動連隊の新編などにより強化された水陸機動団が 平素からの常時継続的な機動を行うことにより、 抑止力・対処力の強化を図る。また、引き続き、 初動を担任する警備部隊、地対空誘導弾部隊及び 地対艦誘導弾部隊の新編などを行い、南西地域の 島嶼部の部隊の態勢を強化する。さらに、島嶼防 衛用高速滑空弾部隊の新編に向け、必要な措置を 講ずる。

機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道 及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する 戦車の廃止に向けた事業を着実に進める。

また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装 備する火砲について、新編する各方面隊直轄の特



第22即応機動連隊長に隊旗を授与する山田防衛大臣政務官 (19 (平成31) 年3月)

科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。さ らに、戦闘ヘリコプターについて、各方面隊直轄 の戦闘ヘリコプター部隊を縮小するとともに、効 果的かつ効率的に運用できるよう配備の見直しな どを検討する。

海上自衛隊

常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動 (常続監視) や対潜戦、対機雷戦などの各種作戦の 効果的な遂行などのため、1隻のヘリコプター搭 載護衛艦と2隻のイージス・システム搭載護衛艦 を中心として構成される4個群に加え、多様な任 務への対応能力を向上させた新型護衛艦 (FFM) や掃海艦艇から構成される2個群を保持し、これ ら護衛艦部隊及び掃海部隊から構成される水上艦 艇部隊を新編する。

また、平素からの警戒監視を強化し得るよう、 哨戒艦部隊を新編する。さらに、既存の潜水艦を 種別変更した試験潜水艦の導入により、潜水艦部 隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常続監 視のための態勢を強化するとともに、引き続き潜 水艦増勢のために必要な措置を講ずる。



新型護衛艦 (3,900 トン) (イメージ)

航空自衛隊

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域に おける防空態勢の充実や効率的な運用を図るた め、航空警戒管制部隊について8個警戒群及び20 個警戒隊から28個警戒隊への改編のほか、1個警 戒航空団を新編するとともに、戦闘機部隊1個飛 行隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

偵察機 (RF-4) の退役に伴い、航空偵察部隊1 個飛行隊を廃止するとともに、空中給油・輸送部 隊1個飛行隊を新編する。

わが国から比較的離れた地域での情報収集や事 態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実 施し得るよう、無人機部隊1個飛行隊を新編する。



戦闘機 (F-35A)

自衛隊の能力などに関する主要事業

新中期防は、新防衛大綱における「防衛力強化 に当たっての優先事項」に示された事項に従い、 以下のとおり、装備品の整備などの各種事業を進 めていくとしている。

Q 参照 図表Ⅱ-4-1-1(「領域横断作戦に必要な能力の強化に おける優先事項」にかかる事業)

領域横断作戦に必要な能力の強化に おける優先事項

(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力 の獲得・強化

ア 宇宙領域における能力

宇宙空間の状況の常時継続的な監視及び宇宙利 用の優位の確保のために必要な能力を獲得・強化 する。

イ サイバー領域における能力

サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保 し、わが国への攻撃に際して当該攻撃に用いられ る相手方によるサイバー空間の利用を妨げるため に必要な能力を獲得・強化する。

ウ 電磁波領域における能力

防衛省・自衛隊における効果的・効率的な電磁 波の利用や電磁波に関する情報収集・分析能力の 強化及び情報共有態勢の構築などに必要な能力を 獲得・強化する。

(2) 従来の領域における能力の強化

ア 海空領域における能力

常続監視態勢の強化、航空及び海上優勢の獲

図表Ⅱ-4-1-1 「領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項」にかかる事業

	区分	主要事業
宇宙・サイバー・電磁波の領域	宇宙領域	○宇宙領域専門部隊の新編 ○宇宙状況監視システムの整備
	サイバー領域	○サイバー防衛隊などの体制の拡充 ○自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上
	電磁波領域	○内部部局及び統合幕僚監部における専門部署の新設○電波情報収集機や地上電波測定装置などの整備
従来の領域	海空領域	○新型護衛艦(FFM)、潜水艦、哨戒艦、固定翼哨戒機(P-1)、哨戒ヘリコプター (SH-60K、SH-60K (能力向上型))、艦載型無人機の整備 ○F-35Aの増勢、STOVL機の導入、「いずも」型護衛艦の改修、F-15の能力向上
	スタンド・オフ防衛能力	○スタンド・オフミサイル (JSM、JASSM、LRASM) の整備 ○島嶼防衛用高速滑空弾などの研究開発の促進
	総合ミサイル防空能力	○イージス・アショアの整備 ○イージス艦、地対空誘導弾ペトリオットの能力向上
	機動・展開能力	○輸送機(C-2)、輸送へリコプター (CH-47JA) の整備、新たな多用途へリコプターの導入 ○陸自オスプレイ(V-22) の速やかな配備に向け、関係地方公共団体などの協力を得られるよう取組を推進
持続性・強靭性の強化	継続的な運用の確保	○対空ミサイル、魚雷、スタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルの優先的な整備 ○自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替などの取組の推進
	装備品の可動率確保	○装備品の維持整備に必要十分な経費を確保 ○維持整備にかかる成果の達成に応じて対価を支払う契約方式(PBL) などの包括契約の拡大

得・維持に必要な能力を強化する。

イ スタンド・オフ防衛能力

相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・ オフ・ミサイルなどを整備するほか、島嶼防衛用 高速滑空弾などの研究開発を推進する。

ウ 総合ミサイル防空能力

多様化・複雑化する経空脅威に対し、各自衛隊 を一体的に運用する体制を確立し、平素からわが 国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空 脅威にも同時対処できる能力を強化する。

エ機動・展開能力

多様な事態に迅速かつ大規模な輸送・展開能力 を確保し、実効的な抑止及び対処能力の向上を図 るために必要な能力を強化する。また、平素から の各自衛隊の輸送力の一元的な統制・調整の在り 方を検討の上、必要な措置を講ずる。







スタンド・オフ・ミサイル (イメージ)



イージス・アショア (イメージ)

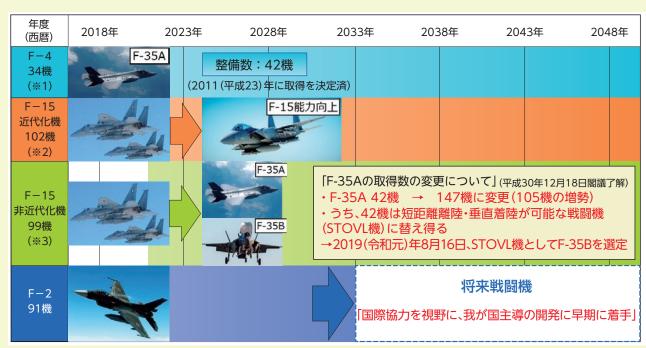
解説戦闘

戦闘機体系の構築

諸外国における航空能力の近代化の進展が著しい状況の中、太平洋側の広大な空域を含むわが国周辺空域の 防空を強化する戦闘機体系を構築していきます。

今後は以下の取組を実施していきます。

- F-4の減勢に対応するため、F-35Aを引き続き取得します。
- F-15 (非近代化機) は、F-35Aに代替し、一部の機体は運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直 着陸 (STOVL) 機である F-35Bに置換えます。
- F-15 (近代化機) は、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイル運用能力の付与、巡航ミサイル対処能力の強化等の能力向上を実施します。
- 〇 将来戦闘機 (F-2後継機) は、国際協力を視野に、わが国主導の開発に早期に着手します。



(※1) 2020 (令和2年) 退役

(※2) 近代化改修を行っていない機体8機を含む。

(※3) 近代化改修に適さない機体。







中型級船舶 (LSV) (イメージ)

小型級船舶 (LCU) (イメージ)

16式機動戦闘車

(3) 持続性・強靭性の強化

ア 継続的な運用の確保

あらゆる段階において、部隊運用を継続的に実 施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運 用に係る基盤などの防護などに必要な措置を推進 する。弾薬については、統合運用上の所要を踏ま えたうえで、所要の弾薬を優先的に整備する。

イ 装備品の可動率確保

各種事態に即応し、実効的に対処し得るよう、 取得した装備品について、高い可動率を確保する ための措置を推進する。

防衛力の中心的な構成要素の強化に おける優先事項

(1) 人的基盤の強化

ア 採用の取組強化

非任期制士の採用の拡大、大卒者などを含む採 用層の拡大に向けた施策を推進する。また、採用 広報の充実や採用体制の強化を図る。

イ 人材の有効活用

女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に かかる教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。

自衛官の若年定年年齢の引上げ、再任用の拡 大、退職自衛官の技能などの活用を推進する。

ウ 生活・勤務環境の改善

隊舎・宿舎の確保、建て替え、老朽化対策及び 耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤 務用備品の確実な更新、日用品などの所要数の確 実な確保など、改善を図る。

エ 働き方改革の推進

ワークライフバランスの確保のための取組のほ か、家族支援施策を推進する。

オ教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校の教育訓練の内容及び体

制の充実を図るほか、統合運用に関する教育及び研 究のあり方について検討のうえ、必要な措置を講ずる。

また、各自衛隊の相互補完を一層推進するた め、教育課程の共通化を図る。

カ 処遇の向上及び再就職支援

栄典・礼遇に関する施策や処遇の向上を推進する。 職業訓練課目の拡充などを行うとともに、地方公共団 体の防災関係部局などにおける退職自衛官の更なる 活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。

キ 予備自衛官などの活用

即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分 野・機会での活用を進める。また、予備自衛官補 の採用者数を拡大する。

(2)装備体系の見直し

統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体 系を構築するため統合幕僚監部の機能を強化する ほか、装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最 適化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同 調達などを行うとともに、航空機などの種類の削 減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効 果の低いプロジェクトの見直しや中止などを行う。

限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を 最大化するため、各分野への人工知能 (AI) の導 入、無人航空機 (UAV) の整備、無人水中航走体 (UUV)の研究開発、新型護衛艦や潜水艦などの 設計の工夫などによる無人化・省人化の取組を積 極的に推進する。

(3) 技術基盤の強化

新たな領域に関する技術や、人工知能などの ゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術をはじ めとする重要技術に対して重点的な投資を行う。

島嶼防衛用高速滑空弾などについて、研究開発 のプロセスの合理化などにより、研究開発期間の 大幅な短縮を図る。

国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用などを通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める。

(4) 装備調達の最適化

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、企画競争方式などの適用、コスト管理の厳格化などにより、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高めるとともに、プロジェクト管理の対象品目を拡大しつつ、仕様や事業計画の見直しに関する基準の適正化を図り、これを適用する。

市場価格のない装備品の価格積算について、民間の人材を活用するなど人材育成・配置を積極的に行うとともに、価格などの情報のデータベース化を推進しつつ、より適正な費用の算定に取り組む。また、情報システムの調達を適切な価格水準で行う。

装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用、PBLなどの包括契約の拡大を含む維持 Performance Based Logistics 整備の効率化、国内外の企業間競争、有償援助調 達 (FMS調達) の合理化に向けた取組を推進する。 Foreign Military Sales

(5) 産業基盤の強靭化

競争環境に乏しいわが国の防衛産業に競争原理 を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、 装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、 政府として主体的な取組を推進する。

また、防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めるとともに、官民連携の推進、技術管理及び知的財産管理の強化、情報セキュリティに係る措置の強化など諸施策を講じる。

このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じうる企業の再編や統合も視野に、わが国の防衛産業基盤の効率化・強靭化を図る。

(6) 情報機能の強化

情報収集・分析機能については、情報収集施設の整備や能力向上、情報収集衛星・商用衛星などの活用、滞空型無人機を含む新たな装備品などに

より、抜本的に強化する。また、情報共有のためのシステムの効果的な整備・連接を図る。

能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を 進める。

情報保全のための取組を徹底するとともに、防 衛省・自衛隊におけるカウンターインテリジェン ス機能の強化を図る。

3 大規模災害などへの対応

災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム (ヘリSAT)、人命救助システム及び非常用電源の整備をはじめ対処態勢を強化するための措置を進める。

4 日米同盟の強化

宇宙領域やサイバー領域などにおける協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習や共同の警戒監視・偵察 (ISR) 活動を推進するとともに、共同計画の策定・更新、拡大抑止協議などの各種の運用協力や政策調整を一層深化させる。

日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、日米共同の活動に資する装備品の共通化、各種ネットワークの共有、米国製装備品の国内における整備能力の確保、情報協力・情報保全の取組などを進める。また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、FMS調達の合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発などを推進する。さらに、自衛隊及び米軍施設・区域の共同使用に係る協力や、強靭性向上のための取組を推進する。

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの 観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

5 安全保障協力の強化

自由で開かれたインド太平洋というビジョンも 踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を 一層推進する。

特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流 に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上 やわが国のプレゼンスの強化などを目的として、 地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓 練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といっ た具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み 合わせて、戦略的に実施する。

防衛力を支える要素

(1) 訓練・演習

北海道をはじめとする国内の演習場などの整 備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行う。 また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区 域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さ らに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の 利用や米国・オーストラリアなどの国外の良好な 訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレー ターなどを一層積極的に導入する。

各種事態に国として一体的に対処し得るよう、 警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携 を強化する。

(2) 衛生

各種事態に対応するため、統合運用の観点も含 め、第一線から最終後送先までのシームレスな医 療・後送態勢の強化として、速やかに医療拠点を 展開し患者の症状を安定化させるためのダメージ コントロール手術を行う機能及び後送中の患者を 管理する機能の充実を図る。

平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整 を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る。ま た、自衛隊病院の拠点化・高機能化などをより一 層推進するほか、防衛医科大学校の運営改善及び 研究機能の強化を進め優秀な人材の確保に努め、 医官の充足向上を図る。加えて、戦傷医療対処能 力を向上させるために必要な各自衛隊共通の衛生 教育訓練基盤などの整備などを推進する。

(3) 地域コミュニティーとの連携

平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する 積極的な広報などを行うとともに、地元の要望や 情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。

部隊の改編や駐屯地・基地などの配置・運営に あたっては、地方公共団体や地元住民の理解を得 られるよう、地域の特性に配慮する。

(4) 知的基盤

国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確 に認識できるよう教育機関などへの講師派遣や公開 シンポジウムの充実を図るほか、効率的かつ信頼性 の高い情報発信に努める。また、防衛研究所を中心 とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するた め、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンクな どとのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。

6 整備規模

新中期防は、前記5項に示す装備品のうち、主 要なものの具体的整備規模は、別表のとおり規定 している。

Q 参照 図表Ⅱ-4-1-2(新中期防の「別表」及び別表装備品の単価)

所要経費

この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係 る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700 億円程度を目途としている。

また、本計画期間中、国の他の諸施策との調和 を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化 を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や 費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底し たコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効 率的な取得などの装備調達の最適化及びその他の 収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図る としたうえで、本計画の下で実施される各年度の 予算の編成に伴う防衛関係費を、おおむね25兆 5.000億円程度を目途としている。なお、各年度 の予算編成については、格段に速度を増す安全保 障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に 異なる速度で防衛力の強化を図り、装備品などの

図表Ⅱ-4-1-2 新中期防の「別表」及び別表装備品の単価

	別表装備品の単価			
区分	種類	整備規模	単 価(※1)	
	機動戦闘車	134両	約8億円	
	装甲車	29両	(%2)	
	新多用途へリコプター	34機	約18億円	
	輸送へリコプター (CH-47JA)	3機	約89億円	
陸上自衛隊	地対艦誘導弾	3個中隊 (※3)	約56億円	(%4)
	中距離地対空誘導弾	5個中隊	約143億円	(%4)
	陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)	2基	約1,224億円	
	戦車	30両	約15億円	
	火砲(迫撃砲を除く。)	40両	約7億円	
	護衛艦	10隻	約476億円	
	潜水艦	5隻	約647億円	
海上自衛隊	哨戒艦	4隻	(%2)	
	その他	4隻	(%5)	
	自衛艦建造計	23隻	_	
	(トン数)	(約6.6万トン)	_	
	固定翼哨戒機(P-1)	12機	約221億円	
	哨戒ヘリコプター (SH-60K/K (能力向上型))	13機	約73億円	(%2)
	艦載型無人機	3機	(※2)	
	掃海・輸送へリコプター (MCH-101)	1機	約73億円	
	早期警戒機 (E-2D)	9機	約262億円	
	戦闘機(F-35A)	45機	約116億円	
	戦闘機(F-15) の能力向上	20機	約35億円	
 航空自衛隊	空中給油・輸送機 (KC-46A)	4機	約249億円	
加仁工口用的	輸送機(C-2)	5機	約223億円	
	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)	4個群 (16個高射隊)	約45億円	(%6)
	滞空型無人機(グローバルホーク)	1機	約173億円	(%7)

- (注1) 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については新防衛大綱完成時に、有人機75機、無人機20機を基本としつつ、総計95機となる範囲内で新中 期防の期間中に検討することとする。
- (注2) 戦闘機(F-35A)の機数45機のうち、18機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機を整備するものとする。
 - ※1:金額は契約ベース(平成30年度価格)であり、新中期防策定時点における防衛省の見積である。
 - ※2:開発中の装備品及び機種選定を実施する装備品等(短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機(STOVL機)を含む)については、今後の適正な装備 品の取得に影響を及ぼすため、公表しない。
 - ※3: 「地対艦誘導弾」の整備規模には、現在開発中の地対艦誘導弾(改善型)を含む。
 - ※4:「地対艦誘導弾」及び「中距離地対空誘導弾」は、取得年度により構成品が異なり単価が異なるため、最大となる単価を記載。
- ※5:「その他」 は掃海艦、音響測定艦及び海洋観測艦で、単価は掃海艦 約162億円、音響測定艦 約221億円、海洋観測艦 約203億円。
- ※6:新中期防期間中においては、16個高射隊分の組立経費等を計上予定。上記に記載する単価は1個高射隊分の単価。
- ※7:新中期防期間中においては、1機分の組立経費等を計上予定。

整備を迅速に図る観点から、事業管理を柔軟かつ 機動的に行うとともに、経済財政事情などを勘案 しつつ、各年度の予算編成を実施するとしている。

この計画を実施するために新たに必要となる事 業に係る契約額(物件費)については、平成30年 度価格でおおむね17兆1,700億円程度(維持整 備などの事業効率化に資する契約の計画期間外の

支払相当額を除く)の枠内とし、後年度負担につ いて適切に管理することとしている。

また、新中期防は、この計画については、3年後 には、その時点における国際情勢、情報通信技術 をはじめとする技術的水準の動向、財政事情など の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う こととしている。

留意事項

新中期防は、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄 県をはじめとする地元の負担軽減を図るための在 日米軍の兵力態勢見直しなどについての具体的措 置及びSACO (沖縄に関する特別行動委員会) 関 連事業については、着実に実施することを留意事 項として規定している。